

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局安全衛生部労働衛生課

事業名	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設																																																						
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 施策目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること																																																						
事業の概要	地域産業保健センターに、医師による労働者に対する面接指導のための専用相談窓口を開設し、小規模事業場の求めに応じ、面接指導の実施及び過重労働による健康障害防止のための労働者の健康管理に係る必要な指導を行う。																																																						
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="352 723 1442 1122"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">地域産業保健センター事業については、公募により民間事業者に委託し実施している。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>(有の場合の整理の考え方)</td> <td colspan="3">なし。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="352 1155 1442 1263"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td colspan="3">産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="352 1308 1442 1368"> <tr> <td>効率性</td> <td colspan="3">現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:108百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="336 1603 1374 1895"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 脳・心臓疾患の労災認定件数(単位:件)</td> <td>医師による労働者に対する面接指導等長時間労働者の健康管理の適確な実施により、過重労働による健康障害の防止の効果を評価するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、厚生労働省の「脳・心臓疾患に係る労災補償状況」による。</td> </tr> <tr> <th>アウトプット指標</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> <tr> <td>1 地域産業保健センターにおける面接指導の利用者数(単位:人)</td> <td>当該事業の利用者を計上することで得られる指標。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地方労働局からの地域産業保健センター事業実施報告書による。</td> </tr> </tbody> </table>			行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由)	産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。			国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由)	全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。			民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	可	否	(理由)	地域産業保健センター事業については、公募により民間事業者に委託し実施している。			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有		<input checked="" type="checkbox"/> 無	(有の場合の整理の考え方)	なし。			事業の有効性	産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価できる。			効率性	現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。			アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明	1 脳・心臓疾患の労災認定件数(単位:件)	医師による労働者に対する面接指導等長時間労働者の健康管理の適確な実施により、過重労働による健康障害の防止の効果を評価するもの	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、厚生労働省の「脳・心臓疾患に係る労災補償状況」による。		アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明	1 地域産業保健センターにおける面接指導の利用者数(単位:人)	当該事業の利用者を計上することで得られる指標。	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地方労働局からの地域産業保健センター事業実施報告書による。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																																				
(理由)	産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。																																																						
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																																				
(理由)	全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。																																																						
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	可	否																																																				
(理由)	地域産業保健センター事業については、公募により民間事業者に委託し実施している。																																																						
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有		<input checked="" type="checkbox"/> 無																																																				
(有の場合の整理の考え方)	なし。																																																						
事業の有効性	産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価できる。																																																						
効率性	現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。																																																						
アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明																																																						
1 脳・心臓疾患の労災認定件数(単位:件)	医師による労働者に対する面接指導等長時間労働者の健康管理の適確な実施により、過重労働による健康障害の防止の効果を評価するもの																																																						
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、厚生労働省の「脳・心臓疾患に係る労災補償状況」による。																																																							
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明																																																						
1 地域産業保健センターにおける面接指導の利用者数(単位:人)	当該事業の利用者を計上することで得られる指標。																																																						
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地方労働局からの地域産業保健センター事業実施報告書による。																																																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																				